

解説 マイナンバー

③

廃棄・削除が義務

第3回は、民間企業で必須となる3つのマイナンバー対応(①個人番号の収集、②個人番号の保管、③帳票への記入と行政機関などへの提出)のうち、②個人番号の保管(安全管理措置)について詳しく解説する。

中小企業も対象

個人情報保護法は、

5千件以下の個人情報

以下の企業であって

のみを取り扱う企業に

は適用がなかったが、

マイナンバー法は全て

の企業に適用がある。

従って、書面を提出する事務を行う個人番号を廃棄・削除しなければならない。このように廃棄・削除が義務である点が、個人番号の大きな特徴である。例えば、従業員の個人番号は、退職後、「扶養控除等(異動)申告書」の法定保存期間である7年が経過した時点で、廃棄・削除する必要がある。

置を講じる必要があるため、大きな影響がある。ただし、マイナンバー法のガイドラインが定める安全管理措置は、「中小規模事業者」(従業員数が100人

以下)の企業であって、委託を受けている企業や金融分野の企業などを除いたもの)に対する軽減措置が定められている。

まず、安全管理措置の前提として、①個人

番号を取り扱う事務の源泉徴収票を取り扱う者では、その策定は義務ではないが、①特定個人番号、②は従業員・扶養親族などの氏名・個人番号、③は税務関係などの範囲、④特定個人番号を取り扱う人番号、⑤は税務関係などの範囲、⑥は事務取扱担当者(事務取扱担当者)を

担当者、と明確にすることを必要とする。その上で、な引き継ぎを行い、責任ある立場の者が確認

することが求められる。組織的安全管理措置として、一般の企業に求められている。また、人的安全管理措置として、事務取扱担当者の監督および教育が必要である。

夫して間仕切りを設置したり、オフィスから封筒や鞆に入れることなどが求められる。さらに技術的な安全管理措置として、情報が漏れないなどしないようさまざまな技術的な措置が求められている。

安全管理措置が必要に

安全管理措置の分類

基本方針の策定
取扱規定などの策定
組織的安全管理措置
人的安全管理措置
物理的安全管理措置
技術的安全管理措置

とが重要であることが求められる。組織的安全管理措置として、一般の企業に求められている。また、人的安全管理措置として、事務取扱担当者の監督および教育が必要である。

物理的安全管理措置としては、さまざまなことが求められる。典型的な例として、特定個人情報が保管されたPCが盗難に遭わないように管理を厳重にした上で、帳票を取り扱う担当者以外

の従業員が見ることができないようオフィス(牛島総合法律事務所 弁護士・影島広泰)

セキュリティ対策も